

平成五年法律第四十四号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 優先出資の発行（第四条—第六十六条）
- 第三章 優先出資者の権利等（第十七条—第二十二条）
- 第四章 優先出資の譲渡等（第二十三条—第二十八条）
- 第五章 優先出資証券（第二十九条—第三十一条）
- 第六章 優先出資者総会（第三十二条—第四十条）
- 第七章 雜則（第四十一条—第五十五条）
- 第八章 罰則（第五十六条—第六十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、協同組織金融機関について、自己資本の充実に資するため、普通出資を補完するものとして優先出資を発行できる制度を設けるとともに、優先出資者の権利の保護について定めることにより、協同組織金融機関の経営の健全性の確保を図ることを目的とする。（定義）

第二条

この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農林中央金庫
- 二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）
- 六 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）
- 七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
- 八 中小企業等協同組合法
- 九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
- 一〇 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
- 一一 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
- 一二 農業協同組合法
- 一三 水産業協同組合法
- 一四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
- 一五 農業協同組合法
- 一六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
- 一七 農業協同組合法
- 一八 水産業協同組合法
- 一九 他の法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫の会員及び連合会等の会員又は組合員をいう。
- 二〇 この法律において「普通出資者」とは、普通出資者が根拠法に基づいて払込みを行った出資をい
- 二一 この法律において「普通出資者総会」とは、根拠法に基づいて募集された協同組織金融機関の総会又は総代会をいう。

8 7 この法律において「理事」とは、農林中央金庫の理事及び連合会等の理事をいう。
この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

（会社法の規定を準用する場合の読み替え）

第三条 この法律において会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合においては、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「会社」とあり、及び「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「募集株式」とあるのは「募集優先出資」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法」（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。）と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（優先出資法第二十二条第一項第三号に規定する電磁的記録をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「優先出資法第五十条第三項に規定する主務省令」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、「株券発行会社」とあるのは「優先出資証券発行協同組織金融機関（優先出資係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。）」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「優先出資者名簿記載事項」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「種類株式発行会社」とあるのは「種類優先出資發行協同組織金融機関（内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関をいう。）」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

第二章 優先出資の発行

（優先出資の発行）

第四条 協同組織金融機関は、この法律の定めるところにより、優先出資を発行することができ
る。

2 優先出資の総口数が、普通出資の総口数の二分の一を超えるに至つたときは、協同組織金融機
関は、直ちに、優先出資の総口数を普通出資の総口数の二分の一以下にするために必要な措置を
とらなければならない。

3 優先出資の額面金額は、均一で、かつ、普通出資の一口の金額と同一でなければならない。

（定款記載事項）

第五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その口数及び内容について次
に掲げる事項を定款で定めなければならない。

一 優先出資の総口数の最高限度

二 優先的配当（普通出資者に対する割合を先立つて優先出資者に対して行うべき剩余
金の配当をいう。以下同じ。）の額の額面金額に対する率

三 優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときは、その旨及び優
先出資者が受けられることができるこれらの剩余金の配当の額の額面金額に対する率の最高限度

四 優先出資者に対する剩余金の配当の額が優先的配当の額を下回った場合にその下回った額が
翌事業年度の優先的配当の額に加算されないときは、その旨

五 優先出資者に対する残余財産の分配の内容

六 協同組織金融機関は、内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する場合には、その種類ご
とに前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 前項の規定にかかるわざ、第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度については、それぞれ
その上限を定めれば足りるものとする。この場合においては、同項第一号に掲げる事項について
は、その上限の異なるごとに定めなければならない。

4 第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度（前項前段の規定により上限を定めたときは、そ
の上限）については、主務大臣が定める率を超えてはならない。

（募集事項の決定）

第六条 協同組織金融機関は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするとき
は、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に

対して割り当てる優先出資をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めて、行政庁の認可を受けなければならぬ。

(募集優先出資の引受け)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集優先出資の口数について募集優先出資の引受け人となる。

一 申込者 協同組織金融機関の割り当てた募集優先出資の口数

二 前条第四項の契約により募集優先出資の総口数を引き受けた者 その者が引き受けた募集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

第十三条 募集優先出資の引受け人は、第六条第一項第三号の期日又は同号の期間内に、第九条第一項第七号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集優先出資の払込金額の全額を払い込まなければならぬ。

第十四条 募集優先出資の引受け人は、前項の規定による払込みをする債務と協同組織金融機関に対する債権とを相殺することができない。

第十五条 第一項の規定による払込みをすることにより募集優先出資の優先出資者となる権利の譲渡は、協同組織金融機関に対抗することができない。

第十六条 募集優先出資の引受け人は、第一項の規定による払込みをする債務と協同組織金融機関に対する債務により募集優先出資の優先出資者となる権利を失う。(優先出資者となる時期等)

第十七条 募集優先出資の引受け人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、前条第一項の規定による払込みを行った募集優先出資の優先出資者となる。

一 第六条第一項第三号の期日を定めた場合 当該期日

二 第六条第一項第三号の期間を定めた場合 前条第一項の払込みを行った日

三 第六条第一項第三号の期間を定めた場合 前条第一項の払込みを行った日

四 募集優先出資の引受け人は、次条第二項において準用する会社法第二百十三条の二第一項第一号に掲げる場合には、同号に定める支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集優先出資について、優先出資者の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

第十八条 会社法第二百十条(募集株式の発行等をやめることの請求)及び第二百十一条(引受けの無効又は取消しの制限)の規定は、協同組織金融機関の優先出資の募集及び発行について準用する。この場合において、同法第二百十条中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、「第一百九十九条第一項」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第六条第一項中「第二百五条第一項」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第六条第一項中「第二百五条第一項」とあるのは「優先出資法第十条第四項」と、同条第二項中「第二百九条第一項」とあるのは「優先出資法第十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条 会社法第二百十二条第一項(第二号を除く。以下この項において同じ。)(不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)の規定は募集優先出資の引受け人が理事又は経営管理委員と通じて著しく不公正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第二百十三条规定の二(第一項第一号を除く。)(出資の履行を仮装した募集株式の引受け人の責任)及び第二百十三条の三(出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任)の規定は募集優先出資の引受け人が第十二条第一項の規定による払込みを仮装した場合について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の二、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定はこの項において准用する同法第二百十二条第一項又は第二百十三条の二第一項第一号の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(同法第八百四十七条第一項及び第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。)中「株主等」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」である。

第二十条 会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二項(第二号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第二号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六条规定の二第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条规定の二第八百四十条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判断の効力、新株発行の無効判決の効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十二条(第二号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十五条から第八百七十七条まで(非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合)及び第八百七八条规定の二第一項(裁判の効力)の規定はこの項において准用する同法第八百六十八条第一項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内」(公開会社でない株式会社においては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内)とあるのは「六箇月以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、同法第八百四十五条第一項中「払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額」とあるのは「払込みを受けた金額」と、「旧株券(前条の規定により効力を失つた株式に係る株券をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「旧優先出資証券(前条の規定により効力を失つた優先出資に係る優先出

優先出資者)」と、これらの規定(同法第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。)中「株式会社等」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三条の二第二項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及び総優先出資者」と、同法第二百十三条の三第一項中「取締役(指名委員会等設置会社においては、執行役を含む。)」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法第八百四十七条第一項(株主による責任追及等の訴え)中「株式を有する株主(第八百九十九条第二項の定款の定めによりその権利行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第三項及び第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者若しくは優先出資者」と、同条第四項中「株主又は同項の発起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七条の四第二項(責任追及等の訴え)中「株主等」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百四十九条第一項(訴えの管轄)中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九条第一項(訴訟参加)中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百四十八条(和解)中「第五十五条」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項(和解)中「第五十五条」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同法第八百五十条第四項(和解)中「第五十五条」とあるのは「完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項(和解)中「第五十五条」とあるのは「完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項(和解)中「第五十五条」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項、中小企業等協同組合法第三十八条の二第四項、信用金庫法第三十九条第三項、労働金庫法第四十二条第三項、農業協同組合法第三十五条の六第三項及び水産業協同組合法第三十九条の六第三項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)」と、同法第八百五十三条第一項第一号(再審の訴え)中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 優先出資証券の発行前にした譲渡は、優先出資証券発行協同組織金融機関に対し、その効力を生じない。

5 優先出資証券の占有者は、当該優先出資証券に係る優先出資についての権利を適法に有するものと推定する。

6 優先出資証券の交付を受けた者は、当該優先出資に係る優先出資証券についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(優先出資の譲渡の対抗要件)

第二十四条 優先出資の譲渡は、その優先出資を取得した者の氏名又は名称を記載した名簿に記載し、又は記録しなければ、協同組織金融機関その他の第三者に対抗することができない。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関における前項の規定の適用については、同項中「協同組織金融機関その他の第三者」とあるのは、「協同組織金融機関」とする。

(優先出資者名簿等)

第二十五条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 優先出資者の氏名又は名称及び住所

二 前号の優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

三 第一号の優先出資者が優先出資を取得した日

四 協同組織金融機関は、優先出資者名簿管理人(協同組織金融機関に代わって優先出資者名簿を作成及び備置きその他の優先出資者名簿に関する事務を行なう者をいう。以下同じ。)を置く旨を執行されているものに限る。)に係る優先出資証券の番号

五 優先出資証券発行協同組織金融機関は、第一号の優先出資(優先出資証券が発行されるものに限る)に係る優先出資証券の番号

六 優先出資証券発行協同組織金融機関は、第一号の優先出資(優先出資証券が発行されるものに限る)に係る優先出資証券の番号

七 第二十六条 会社法第一百二十二条(株主名簿記載事項を記載した書面の交付等)、第一百二十四条(第五項を除く。)(基準日)、第一百二十五条第一項から第三項まで(株主名簿の備置き及び閲覧等)、第一百三十二条第一項及び第三項(株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録)、第一百三十三条(株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録)並びに第五百五十四条の二(信託財産に属する株式についての対抗要件等)の規定は協同組織金融機関の優先出資者名簿について、同法第一百二十六条(株主に対する通知等)及び第一百九十六条(第三項を除く。)(株主に対する通知の省略)の規定は優先出資の優先出資者に対する通知等について準用する。この場合において、同法第一百二十二条第一項中「前条第一号」とあり、及び同法第一百五十四条の二第二項中「第一百二十二条第一号」とあるのは、「優先出資法第一百五十五条第一項第一号」と、同法第一百二十二条第一項中「株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役)次項において同じ。」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは、「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第一百二十四条第一項、第二項及び第四項中「基準日株主」とあるのは、「基準日優先出資者」と、同項中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは、「優先出資者総会」と、同法第一百五十五条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは、「優先出資者名簿管理人(優先出資法第二十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。)」と、同条第二項中「株主及び」とあるのは、「普通出資者優先出資者及び」と、同条第三項第一号中「株主又は」とあるのは、「普通出資者、優先出資者又は」と、同法第一百三十三条第一項中「株式取得者」とあるのは、「優先出資取得者」と、同法第一百二十九条第五項中「第二百九十九条第一項(第三百二十五条に付するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。)(優先出資に対する質権の設定)

第二十七条 優先出資者は、その有する優先出資に質権を設定することができる。

2 優先出資証券発行協同組織金融機関の優先出資の質入れは、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

3 会社法第百四十七条规定から第百五十条まで(株式の質入れの対抗要件、株主名簿の記載等、株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等、登録株式質権者に対する通知等)、第一百五十二条第一項(各号を除く。)、第一百五十二条第三項、第一百五十三条第三項並びに第百五十四条第一項及び第二項(各号を除く。)(株式の質入れの効果)の規定は優先出資を質権の目的とする場合について、同法第一百九十六条(第三項を除く。)(株主に対する通知の省略)の規定は優先出資の登録優先出資権者に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百四十九条第二項中「株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役)次項において同じ。」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは、「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第一百五十五条第一項中「次に掲げる行為」とあるのは、「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。)又は優先出資の取得」と、「金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)」とあるのは、「金銭」と、同法第五百五十四条第一項中「金銭等(金銭に限る。)」又は同条第二項の金銭」とあるのは、「金銭」と、同条第二項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは、「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。)又は優先出資の取得」と、「金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)」とあるのは、「金銭」と、同法第五百五十四条第一項中「金銭等(金銭に限る。)」又は同条第二項の金銭」とあるのは、「金銭」と、同法第一百五十五条第一項第一号中「次に掲げる行為」とあるのは、「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更をした場合にあっては組織変更後の法人、合併をした場合にあっては合併後存続し又は合併により設立された法人をいう。」と、「金銭等」とあるのは、「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、命令で定める。(自己の優先出資の取得等)

第二十八条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なときその他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

3 2 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資を消却し、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

4 3 協同組織金融機関の子会社は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得してはならない。

一 合併又は他の会社(外国会社その他の法人を含む。)の事業の全部の譲受けによるとき。

二 子会社の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なとき。

4 4 前項に規定する「子会社」とは、協同組織金融機関が総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を使用することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第三十三条第三項において同じ。)の過半数を超える議決権を保有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社又は当該協同組織金融機関の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。

5 5 子会社(前項に規定する子会社をいう。)は、第三項各号に掲げる場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社が子会社となつたことを知つた際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも同様とする。

第五章 優先出資証券

(優先出資証券の発行)

第二十九条 協同組織金融機関は、その優先出資(種類優先出資発行協同組織金融機関にあつては、全部の種類の優先出資)に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めることができる。

- | | | | | | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| 2 | 優先出資証券発行協同組織金融機関は、優先出資を発行した日以後遅滞なく、当該優先出資に係る優先出資証券を発行しなければならない。 | (優先出資証券の記載事項) | | | | |
| 第三十条 | 優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、協同組織金融機関を代表する理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。 | | | | | |
| 一 | 協同組織金融機関の名称 | | | | | |
| 二 | 当該優先出資証券に係る優先出資の口数 | | | | | |
| 三 | 優先出資の額面金額 | | | | | |
| 四 | 優先出資の内容 | | | | | |
| | (優先出資証券等についての会社法の準用) | | | | | |
| 第三十一条 | 会社法第二百十七条(株券不所持の申出)及び第二百十八条(株券を発行する旨の定款の定めの廃止)の規定は、優先出資証券発行協同組織金融機関について適用する。この場合において、同法第二百十七条第二項中「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。 | (株券不所持の申出) | | | | |
| | 会社法第二編第二章第九節第三款(第二百三十条第四項を除く。)(株券喪失登録)の規定は、優先出資証券喪失登録簿及び優先出資証券喪失登録について適用する。この場合において、これらの規定中「株券喪失登録簿記載事項」とあるのは「優先出資証券喪失登録簿記載事項」と、「株券喪失登録簿」であるのは「優先出資証券喪失登録簿」と、「株券喪失登録者」とあるのは「優先出資証券喪失登録者」とあるのは「優先出資証券喪失登録簿登記載事項」と、「株券喪失登録日」とあるのは「優先出資証券喪失登録日」と、「株券喪失登録簿登記載事項」と、「株券喪失登録簿登記載事項」とあるのは「優先出資法第十五条规定において適用する第二百十九条第三項又は優先出資法第三十一條第一項において準用する第二百十八条规定の発行」と、同法第二百二十二条(株券喪失登録簿に関する事務の委託)中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「優先出資の発行」と、同法第二百三十三条の規定の適用については、同項中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資法第二百三十二条第一項(株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等)中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者総会」と、同法第二百三十五条第二項の規定の適用については、同項中「株主名簿管理人」(優先出資法第二百三十五条第二項に規定する優先出資者名簿管理人をいって)と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。 | (株券喪失登録簿登記載事項) | | | | |
| | 第六章 優先出資者総会(優先出資者総会の招集事由) | | | | | |
| 第三十二条 | 協同組織金融機関は、第六条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合には、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。ただし、定款の定めるところに従つて第二号に掲げる行為を行おうとするときは、この限りでない。 | (優先出資者総会の招集事由) | | | | |
| 一 | 一定款に定められた当該優先出資の内容の変更 | | | | | |
| 二 | 優先出資の割当てを受ける権利の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会等の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。 | (優先出資者総会における議決権) | | | | |
| 三 | 前号の取扱いについて定款で定めるときは、その取扱いについての定款の変更 | (優先出資者総会における議決権) | | | | |
| 第三十三条 | 優先出資者は、優先出資者総会において、その有する優先出資一口について一個の議決権を有する。 | | | | | |
| 2 | 前項の規定にかかわらず、協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、同項の議決権を有しない。 | | | | | |
| 3 | 協同組織金融機関又はその子会社が、合算して、他の株式会社の総株主の議決権の四分の一を超える議決権を有する場合には、その株式会社は、当該協同組織金融機関の優先出資について、第一項の議決権を有しない。 | | | | | |
| | 第三十四条 優先出資者総会の決議は、発行済優先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により行う。 | (優先出資者総会の決議方法) | | | | |
| 2 | 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。 | (優先出資者総会の招集) | | | | |
| 第三十五条 | 優先出資者総会は、第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集されなければならない。 | (優先出資者総会の招集) | | | | |
| 2 | 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、その割合(以上の議決権を六月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き有する優先出資者は、理事(農林中央金庫又は經營管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会にあっては、經營管理委員)に対し、優先出資者総会の目的である事項(当該優先出資者が議決権を行使することができる事項に限る)及び招集の理由を示して、優先出資者総会の招集を請求することができる)。 | (優先出資者総会の招集) | | | | |
| 3 | 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる。 | (優先出資者総会の招集) | | | | |
| 4 | 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合 | (前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合) | | | | |
| 2 | 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せらるべきな場合 | (前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せらるべきな場合) | | | | |
| 3 | 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる。 | (前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる) | | | | |
| 4 | 優先出資者総会を招集するには、理事は、定款の定めるところにより、各優先出資者(当該優先出資者総会において議決権を行使することができるものに限る)に対してその通知を発しなければならない。 | (理事等の説明義務) | | | | |
| 2 | 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せらるべきな場合 | (前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を優先出資者総会の日とする優先出資者総会の招集の通知が発せらるべきな場合) | | | | |
| 3 | 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる。 | (前項の規定による請求をした優先出資者は、行政庁の認可を得て、優先出資者総会を招集することができる) | | | | |
| 4 | 優先出資者総会を招集するには、優先出資者から特定の事項について説明を要する場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が優先出資者総会の目的である場合、その説明をすることにより優先出資者の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。 | (理事等の説明義務) | | | | |
| 2 | 優先出資者総会の議長は、当該優先出資者総会の秩序を維持し、議事を整理する。(議長の権限) | (議長の権限) | | | | |
| 3 | 協同組織金融機関は、優先出資者総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、その延期又は続行について決議があつた場合には、第三十五条第四項の規定は、適用しない。 | (議事録) | | | | |
| 2 | 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第一号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。 | (議事録) | | | | |
| 3 | 協同組織金融機関は、優先出資者総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。 | (議事録) | | | | |

規定に違反したときは、協同組織金融機関に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の行為によつて農林中央金庫又は連合会等に損害が生じたときは、次に掲げる農林中央金庫又は連合会等の役員等は、当該行為を行つたものと推定する。

一 農林中央金庫又は連合会等が当該行為をすることを決定した役員等

二 当該行為に関する理事会の承認の決議に賛成した役員等

3 第一項の役員等の責任は、総普通出資者及び優先出資者の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によつて免除することができない。

一 農林中央金庫又は連合会等を代表する理事 六

二 前号に掲げる理事以外の理事（第二条第一項第三号に掲げる者にあつては信用金庫法第三十九条第四項第二号に掲げるものに限り、第二条第一項第四号に掲げる者にあつては労働金庫法第四十二条第四項第二号に掲げるものに限る。）又は経営管理委員 四

三 前二号に掲げる理事以外の理事、監事又は会計監査人 二

四 前項に規定する「根拠法による普通出資者総会の特別の決議」とは、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に掲げる事業を行う協同組合連合会にあつては同法第五十三条、信用金庫及び信用金庫連合会については信用金庫法第四十八条の三、労働金庫及び労働金庫連合会にあつては労働金庫法第五十三条、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第四十六条、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあつては水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の決議をいう。

五 前項に規定する「根拠法による普通出資者総会の特別の決議」とは、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に掲げる事業を行う協同組合連合会にあつては同法第五十三条、信用金庫及び信用金庫連合会については信用金庫法第四十八条の三、労働金庫及び労働金庫連合会にあつては労働金庫法第五十三条、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第四十六条、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあつては水産業協同組合法第五十条（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の決議をいう。

六 第四項の場合には、理事（農林中央金庫並びに経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員。次項において同じ。）は、第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

四 理事は、第四項の責任の免除に関する議案を同項の普通出資者総会及び優先出資者総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては各監事とし、農林中央金庫にあつては監事会とする。）の同意を得なければならない。

五 第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会の決議があつた場合において、農林中央金庫又は連合会等が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、普通出資者総会及び優先出資者総会の承認を受けなければならぬ。

六 第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会の承認を受けなければならぬ。

七 理事は、第四項の責任の免除に関する議案を同項の普通出資者総会及び優先出資者総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては各監事とし、農林中央金庫にあつては監事会とする。）の同意を得なければならない。

八 第四項の普通出資者総会及び優先出資者総会の決議があつた場合において、農林中央金庫又は連合会等が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、これらの方は、連帶債務者とする。

九 役員等が協同組合金融機関に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの方は、連帶債務者とする。

（資本金及び資本準備金）

第四十二条 優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金は、第十五条第一項、次項、第四項ただし書及び第四十四条第二項に規定する場合を除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた払込金額の合計額とする。

2 優先出資の払込金額のうち額面金額を超える額は、払込金額の二分の一の範囲内において、資本金として計上しないことができる。

3 優先出資の払込金額のうち資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、その額を減少してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を資本金として計上する場合は、この限りでない。

5 法定準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

（協同組織金融機関の資本金の額等）

第四十三条 優先出資は、根拠法にいう出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本金の額をもつて、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四条（資本金）、第六十条（農林債の発行）、第七十六条第二項（準備金の積立）及び第七十七条第一項第一号（剰余金の配当）資本金、払込資本金及び資本金の額

二 協同組合による金融事業に関する法律第二条（出資の金額）及び第五条の十二第一号（剰余金の配当）出資の総額、出資の額及び出資金

三 信用金庫法第五条（出資の総額の最低限度）、第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行限度）、第五十六条第一項（法定準備金）及び第五十七条第一項第一号（剰余金の配当）出資の総額

四 労働金庫法第七条（出資の総額の最低限度）、第六十条第一項（法定準備金）及び第六十一条第一項第一号（剰余金の配当）出資の総額

五 農業協同組合法第十条の三（出資の総額の最低限度）、第十一条の十八第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）、第五十一条第二項（準備金）及び第五十二条第一項第一号（剰余金の配当）出資の総額及び出資総額

六 水産業協同組合法第十二条の四第一項（出資の総額の最低限度）（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第一号（共済事業に係る経営の健全性の基準）（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第二項（準備金及び繰越金）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項第一号（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）出資の総額及び出資総額

7 優先出資を発行している協同組織金融機関に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定める規定に規定する準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一 農林中央金庫法第七十七条第一項（剰余金の配当）同項第二号

二 協同組合による金融事業に関する法律第五条の十一（剰余金の配当）同項第二号

三 信用金庫法第五十七条第一項（剰余金の配当）同項第二号

四 労働金庫法第六十一条第一項（剰余金の配当）同項第二号

五 農業協同組合法第五十二条第一項（剰余金の配当）同項第二号

六 水産業協同組合法第五十六条第一項（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）同法第五十六条第一項第二号（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）

第四十四条 優先出資を発行している協同組織金融機関が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

2 前項の場合には、資本金の額は、従前の資本金の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

(登記)

第四十五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 1 第五条から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度
- 2 発行済優先出資の総口数及び種類及び種類ごとの口数
- 3 優先出資発行後の資本金の額から普通出資の総額を控除して得た額
- 4 優先出資証券発行協同組織金融機関であるときは、その旨
- 5 優先出資者名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

6 第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 この法律に基づく訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所書記官は、職權で、遅滞なく、協同組織金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。この場合においては、嘱託書に裁判書の謄本又は電子判決書(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百五十二条第一項に規定する電子判決書(同法第二百五十三条第二項の規定により同法第九十一条の二第一項に規定するファイルに記録されたものに限る。)をいう。)に記録されている事項と同一であることを証明したもの添付しなければならない。

第四十六条 削除

(届出事項)

第四十七条 協同組織金融機関は、この法律の規定による行政庁の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(認可の条件)

第四十八条 行政庁は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第四十九条 協同組織金融機関がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。(主管行政庁等)

第五十条 この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又是一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会については都道府県知事、その他の協同組織金融機関については主務大臣とする。

2 この法律における主務大臣は、優先出資を発行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

- 1 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣
- 2 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣
- 3 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣

第五十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する認可に関する申請書その他の書類で政令で定めるもの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

第五十三条 この法律(第五十一条第三項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第五十四条 この法律に定めるもののほか、優先出資者に対する剩余金の配当の支払の場所、この法律の規定による認可の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

第五十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第五十六条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員若しくは監事又は支配人、参事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人(以下「役員等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 何人の名義をもつてするかを問わず、協同組織金融機関の計算において不正にその優先出資を得取し、又は質権の目的としてその優先出資を受けたとき。

2 第十九条の規定又は第五条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剩余金の配当を行つたとき。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関の事業の範囲外において、投機取引のために当該協同組織金融機関の財産を処分したとき。

第五十七条 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資を引き受ける者の募集をするに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 優先出資の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における

四五 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五六 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

五六 農業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

(権限の委任等)

る当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第五十八条 役員等が、優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第五十九条 理事が、第五条第一項第一号の定款に定められた最高限度を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、第五十七条及び第五十八条の規定に違反して當該各条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十一条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律（この法律において準用する会社法を含む。次号において同じ。）の規定による公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは瞻写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第三項又は第四十二条第四項ただし書の規定により、行政庁又は主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかつたとき。

四 第六条第三項後段の規定による説明又は第十九条第六項若しくは第四十一条第六項の規定による開示を怠つたとき。

五 第二十条の規定に違反して、協同組織金融機関の残余財産を分配したとき。

六 優先出資者名簿、優先出資証券喪失登録簿、優先出資者総会の議事録又は第二十六条において準用する会社法第二百二十二条第一項若しくは第二十七条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第三十九条第二項若しくは第三項の規定又は第二十六条において準用する会社法第二百二十五条第一項、第三十一条第二項において準用する同法第二百三十一條第一項、第四十条第二項において準用する同法第三百十条第六項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項若しくは第四十条第三項において準用する同法第三百十九条第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

八 第二十八条第二項の規定に違反して、優先出資の消却の手続又は優先出資若しくは質権の処分を怠つたとき。

九 優先出資の発行の日前に優先出資証券を発行したとき。

十 第二十九条第二項の規定に違反して、遅滞なく優先出資証券を発行しなかつたとき。

十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十一条第二項において準用する会社法第二百二十五条第四項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条又は第二百二十九条第二項の規定に違反して、優先出資証券喪失登録簿を抹消しなかつたとき。

十三 第三十一条第二項において準用する会社法第二百三十条第一項の規定に違反して、優先出資者名簿に記載し、又は記録したとき。

十四 第六条第三項、第十九条第五項若しくは第八項又は第三十二条の規定に違反して、優先出資者総会を招集しなかつたとき。

十五 第四十条第四項において準用する会社法第三百三十五条の三第一項（第一号及び第四号から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十六 優先出資者総会に対し虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十七 正当な理由がないのに、優先出資者総会において優先出資者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十八 第四十二条第三項の規定に違反して資本準備金を計上せず、又は同条第四項若しくは第五項の規定に違反して資本準備金の額を減少したとき。

十九 第四十五条の登記をすることを怠つたとき。

二十 子会社の取締役若しくは執行役が第二十八条第三項若しくは第五項の規定に違反して優先出資を取得し、又は優先出資の処分を怠つたときも、前項と同様とする。

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 平成八年六月二一日法律第九四号 抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 平成九年六月二一日法律第一〇二号 抄

第一条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 平成八年一二月二六日法律第一一八号 抄

第一条 この法律は、平成九年法律第一百一号の施行日から施行する。

附 則 平成九年六月二〇日法律第一〇二号 抄

第一条 この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。（大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、船主法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合、金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の規定により金融再生委員会その他の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年八月一三日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商工第二百八十五条ノ四、第二百八十五条规定並びに第二百九十三条ノ五第二項、第二百八十五条规定ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三条规定第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九条规定第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二条号)第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法(昭和二十三年法律第二百五十三条号)第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十一条中水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第八条中労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第六十一条第一項の改正規定、附則第十三条中銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法(平成七年法律第二百五号)第十五条に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二項、第二百十二条第一項並びに第二百五十二条の二第三項の改正規定、同法第百五十五条第二項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第二百五十五条号)第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第一百一条第一項及び第二百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、各号に掲げる規定は、当該

第一条に定める日から施行する。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第三百五十五条、第三百六十六条、第三百二十四条第二項、第三百三十六条第二項及び第三百四十四条の規定、公布の日

二 第三章(第三条を除く)及び次条の規定、平成十二年七月一日

附 則 (平成一一年五月三日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
第一条、第二条、第四条及び第五条並びに附則第一条、第三条、第四条第二項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第一十四条の規定、公布の日から起算して、一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十二条の規定(中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第二百六十号)第五十三条の改正規定に限る)、平成十二年七月一日
三条の改正規定に限る)、平成十二年七月一日
四 附則第十条第一項、第十四条及び第二十二条の規定(中央省庁等改革関係法施行法第五十三条の改正規定を除く)、平成十三年一月六日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下

〔施行日〕という。から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第百五十五条、第百十八条、第百二十二条及び第百二十三条の改正規定、第百二十二条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く）、同法第六章の次に七章を加える改

正規定（第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第一百六十一一条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。））、第三項及び第四項に係る部分に限

「同法附則第三十三条の改正規定（同法第一条第二項）を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る、第一条の規定第三条の規定

定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四

則第七十条 第八十五条等に関する法律 第九十五条及び第百九十五条の規定 附則第百六十二条の改正規定
機関等の更生手続の特例等に関する法律 平成十八年法律第十九号 附則第二百一十二条の改正規定
付則第二百二十二条までの規定 付則第八年法律第十九号中「監査官」第一百二十条の規定を削除する規定(平成十九年法律第十九号)を付す

五条第四項及び第二百四十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十八条 優先出資（第十四条の規定による改正前後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条第五項において準用する旧商法第二百五十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新優先出資法第十五条第五項において準用する新商法第二百五十五条ノ二の規定に

かわらず、なお従前の例による。
協同組織金融機関の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織

金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十四条において準用する旧商法第二百八十九条ノ十七第一項の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第一

二百八十七条ノ十七第三項の規定にかかるるるなほ徴前の例による。旧優先出資法第二百四十四条ノ三第一項に規定する定期預金において準用する旧商法第二百二十九条ノ三第一項に規定する定期預金（以下二つの条において「定期預金」という。）が一部施行日前に准予を開始し、一部施行日以降も存続する。

後に満了する場合には、一部履行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の協同組織金融機関は、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。）の記

載の変更を行わないことができる。
前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組織金融機関が新優先出資法第十六条第

五項において準用する新商法第二百十九条第一項及び新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百八十一条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

5
一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある協同組織金融機関であつて旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一の定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。第七項において同じ。）又は質権者として権利行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一の定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、理事（新優先出資法第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

6
一部施行日前に旧優先出資法第三十条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（旧優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。）については、なお従前の例による。

7
一部施行日の前日を払込期日として優先出資の発行をした場合においては、当該優先出資の引受人は、一部施行日から優先出資者となる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第一百三十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇七号) 抄
(施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(施行期日)
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(附則の適用に関する経過措置)
第三十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政令への委任)
第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任)
附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一五日法律第一〇九号) 抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一百条 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定

定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(処分等に関する経過措置)
この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)

第一百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月八日法律第七八号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六五号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六五号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(施行期日)
(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六五号) 抄

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六五号) 抄

この法律は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九一号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年一月一四日法律第九五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第二項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第一百二十五条の規定

二 略

第三条 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第一百三十二条)を「第一百三十二条から第百二十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の一、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条第四項の改正規定(本店の所在地における)を削る部分に限る。)、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十条第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同法第八十八条第一項及び第二項の改正規定(改正規定、同条第二項の改正規定(本店の所在地における)を削る部分に限る。)並びに同法第九十五条、第一百十一条、第一百八十八条及び第一百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項第一号の改正規定、同法第一百五十五条第一項の改正規定(以下この条の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第一百五十九条の次に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第一百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定(「まで」の下に「、第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同条第二項の表第一百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表の次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第五十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の目次の改正規定(従たる事務所の所在地における登記(三百十二条第三百十四条)を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款(三百十五条及び三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(第四十九条から第五十二条まで)を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第一百三十二条」を「第一百三十二条から第百三十七条まで及び第一百三十九条」

第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十五条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負責整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項）を「第十七条（第三項）」を「第十七条（第三項）」に改める部分を除く。）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則
(令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
条第二項の改正規定及び附則第一百一十五条の規定
公布の日

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなほ従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二百一十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。